

# 財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 国見町

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
1,227	1,739	148	3,114

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	4,249	4,003	246	179	88	5,486	
山長育英財産管理特別会計	1	1	0	0	1	-	
給食センター特別会計	89	88	1	1	41	-	
湧水対策施設特別会計	5	5	0	0	1	-	
一般会計等	4,302	4,056	247	180		5,486	

「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業会計	235	212	20	313	51	234	0	法適用
公共下水道事業特別会計	257	257	1	1	80	1,915	781	
土地開発事業特別会計	34	31	3	112	112	-	-	
老人保健特別会計	150	150	0	0	10	-	-	
後期高齢者医療特別会計	86	84	1	1	31	-	-	
国民健康保険特別会計	1,321	1,238	83	83	92	-	-	
介護保険特別会計(保険事業助定)	819	810	9	9	140	-	-	
介護保険特別会計(サービス事業助定)	1	1	0	0	0	-	-	
公営企業会計等 計				519		2,149	781	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。  
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づきものであり、資金不足額がある場合には負数(-)で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
伊達市国見町大枝小学校組合一般会計	62	60	2	2	0	63	10	
伊達地方衛生処理組合								
一般会計	64	63	1	1	0	-	-	
し尿処理事業特別会計	1,243	1,238	5	5	39	1,514	121	
ごみ処理事業特別会計	961	952	9	9	15	886	76	
伊達地方消防組合一般会計	1,535	1,519	16	16	19	52	5	
公立藤田総合病院事業会計	5,167	5,705	538	920	0	8,439	4,406	法適用
福島地方水道用水供給事業組合	4,272	3,725	547	5,639	0	2,120	-	
福島県後期高齢者医療広域連合一般会計								
一般会計	2,530	2,432	98	98	0	-	-	
後期高齢者医療特別会計	181,606	177,305	4,301	4,301	1,346	-	-	
国見町桑折町有北山組合一般会計	1	1	0	0	0	-	-	
福島地方広域行政事務組合								
一般会計	28	25	3	3	0	-	-	
福島地方県庁都市地域ふるさと市町村圏事務費特別会計	21	20	2	2	6	-	-	
養護老人ホーム事業費特別会計	568	545	23	23	0	-	-	
介護保険事業費特別会計	155	144	11	11	13	-	-	
福島県市町村総合事務組合								
一般会計	12,534	12,116	418	418	2,826	-	-	
消防補償等特別会計	1,727	1,727	0	0	0	-	-	
消防賞じゅつ金特別会計	5	3	2	2	0	-	-	
非常勤職員公務災害補償特別会計	25	16	9	9	0	-	-	
自治会館管理特別会計	13	13	0	0	0	-	-	
一部事務組合等 計				11,459		13,074	4,618	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
地方公社・第三セクター等 計									

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位: 百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算: A	平成20年度 決算: B	差引 B-A
財政調整基金	627	695	68
減債基金	0	0	0
その他充当可能基金	205	166	39
充当可能基金計	832	861	29

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算: A	平成20年度 決算: B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算: A	平成20年度 決算: B	差引 B-A
実質赤字比率	5.27	5.76	0.49	15.00	20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	21.02	22.43	1.41	20.00	40.00	公共下水道事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	17.5	18.7	1.20	25.0	35.0	土地開発事業特別会計	-	-	-
将来負担比率	149.1	126.6	22.50	350.0					
財政力指数	0.36	0.36	0.00						
経常収支比率	88.6	84.9	3.70						

- (注) 1. 「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「資金不足比率」は負数( - )で表示している。  
 2. 「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。  
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。